

議員発議案第3号

一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意についての附帯決議

一ツ葉有料道路（県道宮崎インター佐土原線）は、宮崎東環状道路の一部として、物流や観光面等に重要な役割を果たす延長約16キロメートルの主要な幹線道路である。

当道路については、料金徴収期間を令和2年2月28日までとし、その後は無料開放する予定であった。

しかしながら、南海トラフ地震の発生が懸念される中、耐震対策等をどのように進めていくのか、有識者会議等の意見を聴取し、有料継続の可能性も含め検討が行われてきた結果、現在の料金を引き下げた上で徴収期間を令和12年2月28日まで10年延長する旨の議案が今議会に提出されたところである。

県当局においては、今年1月から7月まで3回にわたって有識者会議を開催してきたが、県民に広く情報提供し理解を深める観点からは、必ずしも十分な対応があったとは言えない。

また、今回の耐震対策等に必要な費用である約40億円に加え、特に、今後必要となる維持管理等の費用である約57億円については、県議会を始め県民に対して十分な説明がなされてきたとは言いがたい。

加えて、国道219号広瀬バイパス開通後の周辺道路において、更なる交通混雑の悪化が予測されている。

よって、ここに一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意に当たって、次の事項を付するものとする。

記

- 1 令和12年3月1日以降の有料期間の延長は認めないこと。
- 2 維持管理費用等の縮減を図るなど、延長した有料期間を可能な限り短縮できるように努めること。
- 3 更なる利用促進対策を講じ、その周知に努めること。
- 4 災害時においては、緊急輸送道路として機能するよう早期の復旧に努めること。
- 5 広瀬バイパス開通後の必要な渋滞対策について万全を講じること。

以上、決議する。

令和元年9月30日

宮 崎 県 議 会

提出先

宮崎県知事 河 野 俊 嗣